

令和 2 年度

財政健全化審査意見書

三 朝 町 監 査 委 員

令和２年度決算における財政健全化審査
及び経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び同法第２２条第１項の規定に基づき、審査に付された令和２年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付します。

令和３年８月３１日

三朝町監査委員 岸 田 昌 樹

三朝町監査委員 牧 田 武 文

三朝町長 松 浦 弘 幸 様

1 審査の概要

この審査は、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和3年7月28日から令和3年8月11日までのうち2日間

3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも誤りなく適正に作成されているものと認められる。

4 健全化判断比率の状況

(単位：％)

区 分	令和 2年度	令和 元年度	平成 30年度	平成 29年度	平成 28年度	法に定める基準	
						早 期 健全化	財政 再生
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	—	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	20.0	30.0
実質公債費比率	8.3	9.6	9.6	9.4	9.0	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	—	—	—	—	—	350.0	—

○個別意見

(1) 実質赤字比率について(Δ2.90%)

一般会計で89,010千円の実質黒字を計上しており、実質赤字比率はマイナスとなって、早期健全化基準を大きく下回っている。

(2) 連結実質赤字比率について(Δ16.17%)

一般会計と特別会計及び公営企業会計を合算して算定し、特別会計で赤字は無く、企業会計では流動資産と流動負債との差額を基本に算定し、水道事業では資金不足は発生せず、国民宿舎事業では資金不足が生ずるものの、解消可能資金がこれを補っており、資金不足が発生しないこととなる。その結果、全体では実質赤字は発生せず黒字となることから、比率はマイナスとなって早期健全化基準を大きく下回っている。

（３）実質公債費比率について（８．３％）

町債等の返済される公債費の大きさを標準財政規模に対する割合で算定される。この比率は３ヵ年（平成３０年度、令和元年度、令和２年度）の平均値で表され、本年度は１．３ポイント前年度より減少し、早期健全化基準を下回っている。

（４）将来負担比率について（△３８．３％）

一般会計に属する地方債の現在高に対する将来負担見込み、公営企業等に対する繰出金などの負担見込み、一部事務組合等（鳥取中部ふるさと広域連合など）及び職員の退職手当負担見込額等の標準財政規模に対する割合である。将来負担見込額は前年度より増加しているが、これに充当可能な財源が将来負担見込額を上回ることから、この比率はマイナスとなり、早期健全化基準を下回っている。

５ 法適用公営企業の資金不足比率の状況

（単位：％）

会計区分	令和 ２年度	令和 元年度	平成 ３０年度	平成 ２９年度	平成 ２８年度	経営健全化 基準
水道事業会計	—	—	—	—	—	20.0
国民宿舎事業会計	—	—	—	—	—	

○個別意見

- （１）水道事業会計の令和２年度決算では、資金不足比率算定の基礎となる流動資産が流動負債を上回っており、資金不足比率は発生しない。
- （２）国民宿舎事業にあつては、水道事業会計とは逆に、流動負債が流動資産を上回っているが、解消可能資金により資金不足額は発生しないこととなり、その結果、資金不足比率は発生しない。

6 法非適用企業の資金不足比率の状況

(単位：％)

会計区分	令和 2年度	令和 元年度	平成 30年度	平成 29年度	平成 28年度	経営健全化 基準
簡易水道事業	—	—	—	—	—	} 20.0
温泉配湯事業	—	—	—	—	—	
下水道事業	—	—	—	—	—	
集落排水処理事業	—	—	—	—	—	

○個別意見

法非適用企業においては、地方公営企業法による会計基準が適用されないため、資金不足比率は実質収支の額によって算定することとなり、簡易水道事業・温泉配湯事業・下水道事業・集落排水処理事業は黒字となり、資金不足比率は発生しない。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大に伴い、複数の感染症対策に係る事業を国の交付金措置により実施し、財政調整基金や公共施設営繕基金の取り崩しはなされていない。

以上の結果、財政の健全化判断比率及び企業の資金不足比率については、いずれも法律に定める基準を超えているものはなく、この法律に定める健全性は維持されている。